

株式会社 確認検査機構アネックス
建築物省エネ法判定業務 料金表

非住宅(モデル建物法)

床面積(判定対象部分)の合計	料金(円・消費税込)	
	工場・倉庫等	工場・倉庫等以外
100㎡以下	25,000	50,000
100㎡超 300㎡以下	25,000	70,000
300㎡超 500㎡以下	35,000	90,000
500㎡超 1,000㎡以下	50,000	100,000
1,000㎡超 2,000㎡以下	75,000	150,000
2,000㎡超 5,000㎡以下	100,000	200,000
5,000㎡超 10,000㎡以下	150,000	300,000
10,000㎡超 15,000㎡以下	175,000	350,000
15,000㎡超 20,000㎡以下	175,000	350,000
20,000㎡超 40,000㎡以下	200,000	400,000
40,000㎡超 80,000㎡以下	300,000	500,000
80,000㎡超	別途見積	

非住宅(モデル建物法・小規模版)

床面積(判定対象部分)の合計	料金(円・消費税込)	
	工場・倉庫等	工場・倉庫等以外
100㎡以下	25,000	40,000
100㎡超 300㎡以下	25,000	60,000

住宅

M:住戸の戸数

床面積(判定対象部分)の合計	料金(円・消費税込)
一戸建て住宅	45,000
共同住宅等 木造	$80,000 + 4,000 \times M$
共同住宅等 木造以外	$150,000 + 4,000 \times M$
住宅共用部(審査を行う場合)	120,000

- ※1. 評価対象となる棟が複数ある場合は棟毎に手数料を算定します。
- ※2. 主要な用途が工場である場合の作業室の部分、または主要な用途が倉庫である場合の倉庫の部分は、それらの部分の1/2を差し引いて上記床面積の合計を算定してください。
- ※3. 建築物の一部に高い開放性を有する部分を含む場合は、その部分の1/2を差し引いて上記床面積の合計を算定してください。
- ※4. 計画変更に係る適合性判定は、上記料金とします。

- ※5. 軽微変更該当証明書は、上記料金の1/2の額とします。ただし、軽微変更該当証明書に該当する変更の内容項目がわずかで、かつ適合が明らかな場合の料金については担当者にご相談ください。
- ※6. 評価方法が非住宅 標準入力法の場合、別途御見積とします。
- ※7. 一戸建て住宅において、事前にBELS又はフラット35を取得され、適合が確認できる場合は15,000円とします。
- ※8. 計算対象の昇降機を除く設備機器がない場合は上表に関わらず料金の額は20,000円とします。
- ※9. 非住宅モデル建物法の工場・倉庫等以外の用途で、空調設備機器がなく外皮面積の算定が必要ない場合は、工場・倉庫等の欄に該当する料金とします。ただし、変更により空調設備機器を設置することとなった場合の軽微変更該当証明書は、工場・倉庫等以外の計画変更の料金とします。
- ※10. 判定業務規程19条に掲げる場合は、料金の20%を限度として減額することができるものとします。

2025.4.1